

## 建設工事及び建設関連業務の入札・契約制度に係る事務手続き等について

弘前市上下水道部では、建設工事及び建設関連業務の入札・契約に係る事務手続き等について、下記のとおり実施しております。内容をご確認の上、引き続き対応くださるようお願い致します。

### 1 指名通知について

指名競争入札通知書・指名通知書（随意契約の場合）はFAXでお送りしています。通知書に記載している縦覧期間内に指定された場所へ通知書をお持ちください。

市ホームページ（上下水道部関連の入札・契約）から設計図書をダウンロード方式により縦覧する場合は、その旨を通知書に明記しておりますのでご確認ください。

### 2 条件付き一般競争入札（郵便入札）について

発注工事・業務がある場合は、原則として月曜日と水曜日に公告します。

市役所掲示場、市ホームページ（市政情報→入札・契約→上下水道部関連の入札・契約）、上下水道部総務課閲覧場所で確認してください。

### 3 入札・契約に係る各種様式について

入札・契約に係る様式は毎年度更新をしておりますので、平成31年度以降に作成する書類については、市ホームページ（上下水道部関連の入札・契約）から新様式をダウンロードのうえ、ご使用いただくようお願いいたします。

### 4 CORINS・TECRIS登録について

500万円以上の建設工事を請け負う場合はCORINSへの登録を義務づけています。弘前市上下水道部ではCORINS検索システムを利用して現場代理人や主任技術者の確認をしております。

建設関連業務については、各業務の仕様書によりTECRIS登録が必要となる場合もありますのでご注意ください。

### 5 前払金の申請について

(1) 建設工事については、契約金額が130万円以上の場合に前金払の対象となります。

(2) 建設関連業務については、契約金額が50万円以上の場合に前金払の対象となります。

※ 建設工事・建設関連業務ともに、公告、指名競争入札通知書（指名通知書）で前金払有りとなっている場合でも、上記の条件を満たさない場合は申請できませんのでご注意ください。

※ 平成28年8月25日から中間前金払制度を導入しています。利用にあたっては、市ホームページ（上下水道部関連の入札・契約）に掲載の「中間前金払制度の導入について（上下水道部関連）」をご確認ください。

ださい。

## 6 下請負について（建設工事のみ）

公共工事を受注した建設業者が下請契約を締結した場合において、その下請金額にかかわらず、施工台帳を作成し、その写しを発注者に提出することになっております。引き続きお忘れのないよう手続きをお願いします。

※ 平成30年7月1日以後に公告又は指名する契約から、適用除外でないにもかかわらず、社会保険等に未加入である建設業者と一次下請契約を締結することを禁止します。下請け業者選定にあたっては、市ホームページ（上下水道部関連の入札・契約）に掲載の「平成30年度の入札・契約制度について（上下水道部関連）」をご確認の上、十分ご留意いただくようお願いします。

## 7 経営事項審査について（建設工事のみ）

経営事項審査には有効期間があり、審査基準日（決算年月日）から1年7か月を経過している場合は失効し、入札に参加することができなくなります。失効することがないように、決算後は早めに受審してください。

担当：弘前市上下水道部総務課総務契約係

TEL：0172-55-9660（直通）